

○南相馬市小高区商業施設条例

平成30年3月26日

条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、日常生活に欠かすことのできない食料品及び日用雑貨等の販売を行い、旧避難指示区域の買い物環境の確保と生活利便性の向上を図るため、南相馬市小高区商業施設（以下「商業施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 商業施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市小高区商業施設

位置 南相馬市小高区上町一丁目56番地

(事業)

第3条 商業施設は、次の事業を行う。

- (1) 食料品及び日用雑貨等の販売に関すること。
- (2) 地域住民の交流の場の提供に関すること。
- (3) 地域情報の発信に関すること。
- (4) その他商業施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休業日)

第4条 商業施設は、原則、無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休業日を定めることができる。

(開業時間)

第5条 商業施設の開業時間は、午前9時から午後7時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開業時間を変更することができる。

(損害賠償)

第6条 故意又は過失により施設及び設備機器（以下「施設等」という。）を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、指定管理者に商業施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第8条 市長は、指定管理者に商業施設の管理を行わせようとするときは規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、商業施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りではない。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 商業施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、商業施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 商業施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 商業施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第12条及び第18条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第16条第1項の規定により指定の取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により、商業施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な商業施設の運営を行うこと。
- (2) 商業施設利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏洩の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第13条 指定管理者の指定を受けた団体は、商業施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を市長と締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第16条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 管理経費の収支状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による商業施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項
(業務報告の聴取等)

第15条 市長は、商業施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による商業施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときにおいては、指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(入場の制限)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他商業施設の管理に支障をきたすおそれがある者

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第18条 指定管理者及び商業施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、商業施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第19条 第4条、第5条及び第17条の規定は、指定管理者に代わって、市長が商業施設の管理を行う必要が生じたときについて準用する。この場合において、第4条第2項中「指定管理者が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第5条第2項中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と読み替えるものとする。

認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。ただし、第8条から第16条までの規定については、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。